

企業に必要な人材を的確に採用するためのスキル等を学ぶ研修

採用担当者研修

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

企業に必要な人材を的確に採用するか、否かで企業の成長にまで影響を与えます。

また、採用後、労働能力が劣る、職場不適合で業績を上げられない労働者の処遇について、企業は頭を悩ませるわけですが、その唯一の対応策こそ、採用時の慎重な選考にあります。

しかし、就職差別防止のため求職者の個人情報収集には制約があります。

そこで愛知県下の各労働基準協会では、労働者の採用を行う方々を対象とした、採用するためのスキルを学ぶ「採用担当者研修」を開催いたします。

採用後のトラブルを回避し優秀な人材を獲得するためにも、ぜひとも採用担当者の皆様に、ご受講いただきますようご案内申し上げます。

採用関係相談事例

- ①製造ラインにパートタイム労働者を採用したが、勤務直後に「持病の腰痛で、重い物を持つ業務はできない」と申し出があった。
- ②雇入健診で重大疾病が発見された。
- ③新入社員研修での受講態度が著しく悪い。

採用の取り消しは可能か？

日時 令和 5年 12月 7日 (木) 13時30分 ~ 16時30分

会場 一般社団法人 名北労働基準協会 3階 大会議室

講師 吉山社会保険労務士事務所 所長 特定社会保険労務士

(当協会実施 「人事考課者研修」専任講師) 吉山 嘉久 氏

プロフィール

三菱重工業(株)名古屋機器製作所にて20年にわたり総務部勤労課長、総務部主務として労務人事等の管理業務を行い、その後営業部長を経て同社の関連会社代表取締役等を歴任し企業経営を行う。この間、社会保険労務士となり、現在は開業社会保険労務士として、顧問活動、企業研修の講師等多様な活動を行う。



内容

- 最近の採用事情
- 人材を的確に採用選考するスキル
- 留意すべき法改正・指針
- 採用ニーズ把握の要点
- 自社アピールの留意点
- 採用データ把握の留意点
- 選考、内定フォローの要点
- 採用に関連する判例・トラブル
- 課題別の留意点

対象

人事部門で正社員の採用業務を行われる方

現場責任者で臨時労働者の採用業務を行われる方 等

会費

会員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名 (定員になり次第締め切ります)

*新型コロナウイルス感染症の状況により定員等変動します。ご了承下さい。



●会場案内 一般社団法人北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。

【会場アクセス】

- 「名 鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バ ス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お 車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会		※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。	

講習会等申込書 (コピー可)

採用担当者研修

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名			T E L () 二 F A X) E-mail		
所在地	〒		事業内容		労働者数 名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏 名	所属部署・職名	受講日・受講方法 <small>○をつけてください</small>	ご案内送付先 <small>○をつけてください</small>
				12月7日 会場・インターネット	受講者・担当者 (部署名) 様
				12月7日 会場・インターネット	会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

ハラスメント 相談担当者研修



主催：愛知県下各労働基準協会 実施機関：一般社団法人 名北労働基準協会

令和2年6月パワーハラスメント（パワハラ）防止措置が大企業事業主に義務付けられ、令和4年4月から中小企業事業主にも義務づけられました。

ハラスメントの問題は、職場での様々な「人」との関わりの中で発生し、労働相談の件数としては「いじめ・嫌がらせ」は9年連続で最多です。重症化すると裁判等の労使紛争となり、企業の社会的信頼を失墜させる大きな問題へと発展する可能性もあります。ハラスメント問題からメンタル不調を起こす労働者も数多いです。

企業は防止対策を講じ、管理者を中心とした全労働者がこれを徹底することでハラスメントは事前に防ぐことが可能です。さらに問題発生時の迅速かつ適切な対応を行うための体制整備が、問題を重症化させない大きなカギとなります。

ハラスメントの問題を“芽”の段階で摘むために、相談窓口担当者にはハラスメントに関する基本的な理解はもとより、適切な対処方法、相談対応のスキルなど、幅広い知識やスキルが求められます。

そこで、愛知県下各労働基準協会では、ハラスメント相談窓口担当者としての適切な知識と手法を学ぶ「ハラスメント相談担当者研修」を開催いたします。ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時

令和5年12月12日（火） 13時30分～16時30分



お申込はこちら

内容

1. ハラスメントの基礎知識

パワハラ、セクハラ、マタハラ等

2. 聞き方のポイント

相談を受ける際の心構え、傾聴スキル、ケーススタディ

3. 相談への対応

対応のステップ、相談者・行為者・第三者へのヒアリング、措置の検討

4. 相談場面のロールプレイング

ハラスメント相談を受ける際の
ポイントを解説



※研修の修了者には「修了証」を交付します。

講師



フローリッシュ社労士事務所 所長
一般社団法人 名北労働基準協会 メンタルヘルス相談室長
公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士

新美 智美 氏

【プロフィール】

公認心理師・シニア産業カウンセラー・特定社会保険労務士として、数多くの企業からメンタルヘルス等の相談を受ける。また、行政関係や名北協会が主催するメンタルヘルス研修、社員研修等の講師も行っており、中でも協会で実施する出張労働劇「まさかパワハラ加害者になるなんて」の脚本・劇中の解説を務め、企業の担当者から好評を得ている。

会場

一般社団法人 名北労働基準会 3階大会議室 名古屋市北区清水1-13-1

対象

人事ご担当者、現場のハラスメント相談窓口担当者など

会費

会員 6,000円
非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

定員

45名

●会場案内 一般社団法人名北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋城駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートビルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会			※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

講習会等申込書(コピー可) ハラスメント相談担当者研修 申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会会員のみご記入ください。(郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL () -	FAX () -	E-mail
所在地	〒	事業内容		労働者数	名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講日	ご案内送付先
				12月12日	受講者・担当者(部署名) <small>〇をつけてください</small> (様)
				12月12日	会費支払時期
					令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

中小企業でも明日起こる危機 労務管理部門ナンバー1弁護士に 合同労組(ユニオン)等の対応を聴く

集团的労使関係 合同労組 [コミュニティユニオン] 対応セミナー

著名講師のセミナーを
格安受講料で

開催のご案内

主催 愛知県下各労働基準協会

最近61年ぶりの大手百貨店のストライキが話題となりましたが、最多時の約5%まで減少したストライキ等の労働争議、また最高時の約3割の16.5%に落ち込んだ労働組合の組織率もあり、企業が企業内労働組合との集团的労使関係対応に苦労したのは、過去のこととなっております。

そんな中、企業内労働組合とは異なる、パートタイム労働者、管理監督者等が1名から加入できる合同労組(ユニオン)や、派遣労働者などを対象とするコミュニティ・ユニオン等の、企業外労働組合との集团的労使関係への対応が、企業の重要問題となっております。

この様な労働組合との団体交渉を拒否すると、労働組合法上違法となる「不当労働行為」となり、労働組合側の人間は労働法令・交渉術に長け、裁判、労働審判、都道府県労働局あっせん等と異なり中立な立場の者はおらず、団体交渉等の対応は壮絶なものとなります。

特に労働知識に乏しい中小企業では、不利な条件で相手側の要求を呑むことも多く、フリーランス等の合同労組も誕生しております。さらには、企業内に合同労組の支部が設立されると、既存組合と同様の扱いが必要となり、企業には最大・最悪の危機となります。

そこで、平成29年以來8回目となりますが、東京よりビジネス弁護士 労務管理部門ナンバーワン弁護士(日経ビジネス2010)として有名な石寄信憲氏を講師にお迎えし、**集团的労使関係(合同労組・コミュニティユニオン)対応セミナー**を開催します。

最悪の労働トラブルを防ぐため、ぜひともご参加いただきますようお願い申し上げます。



講師の石寄信憲弁護士
数々の労働大事件を手がけられ、法改正の舞台裏にも明るく、講演、著書も多い労働界のNo.1弁護士



最近出版された団体的労使関係に関する石寄弁護士の著書

●日時 令和5年12月14日(木) 午後1時30分～午後4時30分

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1

●講師 石寄・山中総合法律事務所 弁護士 石寄信憲氏

●演題 **使用者と合同労組、コミュニティ・ユニオンを含む労働組合との関係(集团的労使関係)と、団体交渉等実務対応の留意点**



能楽堂の名古屋能楽堂
能・狂言の伝統の地で
方自治体では最大の能
堂。今なごのお祭り香
作りの能舞台が有名木
曾

講演概要

1. 合同労組、コミュニティ・ユニオンの動き

- (1)労働組合組織率の推移 (2)企業規模別推定組織率の推移
- (3)ユニオンショップ協定の有無別労働組合の割合
- (4)合同労組、コミュニティ・ユニオンの定義
- (5)合同労組、コミュニティ・ユニオンの誕生経緯の相違
- (6)コミュニティ・ユニオン 加盟組織一覧
- (7)合同労組の申立件数と割合の推移
- (8)個別紛争に関する不当労働行為制度利用の是非

2. 労組法上の「労働者」

- (1)労基法上の「労働者」の判断基準(昭和60年報告)
- (2)労基法上の労働者に関する判例・裁判例の傾向
- (3)労組法上の労働者とは
- (4)労基法上の労働者と労組法上の労働者の該当・不該当
- (5)フリーランサーの保護
- (6)フリーランス保護法と労組法3条の保護

3. 労組法上の「使用者」

- (1)使用者とは (2)「使用者」性の類型

4. 合同労組、コミュニティ・ユニオンに対する実務対応(団体交渉・SNS等による情宣活動)

- (1)合同労組、コミュニティ・ユニオンに対する実務対応
- (2)合同労組、コミュニティ・ユニオンは小規模企業に対しては強者

合同労組との団体交渉

愛知県下各労働基準協会活動内容DVDより



合同労組との団体交渉



理論的な合同労組執行委員長



しどろもどろの説明の社長



間髪入れず合同労組書記長が攻撃



途方にくれ黙り込む社長



給料6か月分90万円を支払い和解

石寄信憲(いしざき・のぶのり) 弁護士 プロフィール

1978年 弁護士登録(第一東京弁護士会、経営法曹会議所属)。
 1984年 石寄信憲法律事務所開設 (2011年4月に名称を「石寄・山中総合法律事務所」へ改称)
 業務開始以来、一貫して労働事件を経営者側代理人として手がける。法廷活動、顧問先指導の他、
 日経、みずほ、SMBC等が主催する各種一般公開セミナーや企業内研修の講師としても活躍中。
 2002年1月～2004年11月末 司法制度改革推進本部労働検討会委員、2002年10月～2010年5月
 日弁連労働法制委員会 副委員長として労働審判制度の創設に関わり、1996年6月～現在は、経
 営法曹会議常任幹事を務める。



働き方改革関連法律対応セミナーより

【主な著書】

ハラスメント防止の基本と実務、同一労働同一賃金の基本と実務、懲戒処分の基本と実務、改正労働基準法の基本と実務
 労働防止の基本と実務、労働契約解消の法律実務〈第3版〉、割増賃金の基本と実務、就業規則の法律実務〈第4版〉
 労働者派遣法の基本と実務、労働条件変更の基本と実務、配転・出向・降格の法律実務〈第2版〉、非正規社員の法律実務〈第3版〉
 、労働行政対応の法律実務、懲戒権行使の法律実務〈第2版〉、健康管理の法律実務〈第3版〉、賃金規制・決定の法律実務
 、個別労働紛争解決の法律実務、労働時間規制の法律実務〈第2版〉、管理職活用の法律実務、実務の現場からみた労働行政
 、メーカーのための業務委託活用の法務ガイド〈第2版〉、(新訂版) 人事労務の法律と実務

●対象 経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者等、
 社会保険労務士等労働専門家の皆様

●定員 400名 ※全てイス席です。定員になり次第締め切ります。

●会費 労働基準協会会員企業 4,380円 ※いずれも資料代、
 一般(上記以外) 4,990円 消費税を含みます。

●会場 名古屋能楽堂 名古屋市中区三の丸1-1-1
 地下鉄鶴舞線「浅間町」徒歩10分
 桜通線「丸の内」徒歩12分 名城線「名古屋城」徒歩12分
 お車 名城公園正面駐車場 319台



申込要領

申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。
 実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港楽1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市

振込先(実施機関) 三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133
 一般社団法人 名北労働基準協会 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

集团的労使関係対応セミナー 申込書(コピー可)

受講日 令和5年12月14日

申込日 令和5年 月 日

申込協会	労働基準協会		※会員番号				
事業場名			T E L ()	F A X ()		-	
所在地	〒						
ご出席者	No.	氏名	所属部署・職名	No.	氏名	所属部署・職名	
	No.は記入不要です						
受講案内送付先	受講者・担当者(部署名)			様		お支払予定日	月 日頃

第4回 令和5年度 労働トラブル防止総合講座

労働契約法、パートタイム・有期雇用労働法を考慮した パートタイム・有期雇用労働者の 就業規則改定への対応策

主催：愛知県下各労働基準協会

インターネット受講可能



那須・岩崎法律事務所 弁護士 岩崎友就 氏

【講師プロフィール】

中央大学法学部卒。使用者・企業側弁護士数多くの訴訟、労働審判及び団体交渉等の代理人を務めるほか、人事労務問題をはじめとする企業活動にまつわる法律相談にに応じている。働き方改革関連法や同一労働同一賃金原則など企業の労務問題に関するセミナーの講師も務める。経営法曹会議会員。労働トラブルを 방지、企業を繁栄させる就業規則の作成、改定を行う。

パートタイム・有期雇用労働法等の改正により、短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与、その他の待遇に、通常労働者と相違を設ける場合、不合理なものであってはならないこととなりました。

同一労働同一賃金ガイドラインでは、短時間・有期雇用労働者の基本給・賞与・役職手当について、通常労働者と 1.職務内容 2.職務内容・配置の変更の範囲 3.その他の事情を考慮して同様の場合は“均等”、相違がある場合は“均衡”を求めており、就業規則等での職務・待遇の明確化をお聴きします。

●日時 令和5年12月1日(金)
13時30分～16時30分

●会場 (一社)名北労働基準協会 3階 大会議室
名古屋市北区清水1-13-1

●対象 企業経営者、
労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等



●費用 会員 1回 6,900円 非会員 1回 9,130円 (ともに資料代・税を含む)

< 次回の内容 開催時刻は 13時30分～16時30分 >

月 日	内 容	講 師
第5回 令和6年 2月27日(火)	労働トラブルを防止する労働時間管理への対応策	庄司法律事務所 所長 弁護士 庄司 俊哉 氏

●会場案内 一般社団法人北労働基準協会



愛知県下の企業勤労者等の皆様が、年間約1万人受講される会場です。

●インターネット受講について

- ・会場実施日の一週間後より視聴が可能です。
- ・視聴パスワードと視聴の手順は、視聴開始日までにお知らせします。
- ・視聴可能期間は一週間です。

【会場アクセス】

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩8分
- 「地下鉄」名古屋駅①番出口より徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分
- 「お車」名古屋高速 黒川出口より5分

会場には受講者専用駐車場がありません。車にてお越しの場合は近隣に駐車場があります。十分時間をみていただいたうえ、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

申込要領 申込書を各労働基準協会へファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を下記銀行口座へお振込ください。実施機関より受講票を受講日の7日前までにお送りいたします。

名称	所在地	電話番号	FAX番号	対象地区
(一社)名北労働基準協会	〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1	(052)961-1666	(052)962-1670	中/東/北/守山区/春日井市/小牧市
(一社)名古屋南労働基準協会	〒455-0014 名古屋市港区港栄1-2-2	(052)651-9246	(052)651-1411	中川/港/南区
名古屋東労働基準協会	〒467-0863 名古屋市瑞穂区牛巻町8-9 渡辺ビル2階	(052)882-3909	(052)883-3586	千種/昭和/瑞穂/熱田/緑/名東/天白区/豊明/日進市/愛知郡東郷町
名古屋西労働基準協会	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-5-17 ネットプラザ柳橋ビル6階	(052)581-8086	(052)581-8089	中村/西区/清須/北名古屋市/西春日井郡
豊橋労働基準協会	〒440-0874 豊橋市東松山町14	(0532)54-2131	(0532)54-2130	豊橋/豊川/蒲郡/新城/田原市/北設楽郡
岡崎労働基準協会	〒444-0831 岡崎市羽根北町1-3-8	(0564)52-3692	(0564)54-0739	岡崎市/額田郡
一宮労働基準協会	〒491-0044 一宮市大宮1-3-6 グランドメゾン大宮1階	(0586)48-5495	(0586)48-5496	一宮/稲沢市
(一社)半田労働基準協会	〒475-0902 半田市宮路町151-32	(0569)21-4440	(0569)21-4441	半田/常滑/東海/知多/大府/知多郡
(一社)刈谷労働基準協会	〒448-0853 刈谷市高松町1-29 ハートヒルズ刈谷ビル5階	(0566)21-6337	(0566)21-6366	刈谷/碧南/安城/知立/高浜市
豊田労働基準協会	〒471-0826 豊田市トヨタ町1番地 トヨタ会館G階	(0565)28-9411	(0565)24-3922	豊田/みよし市
瀬戸労働基準協会	〒489-0805 瀬戸市陶原町1-8 瀬戸陶磁器会館内	(0561)82-2575	(0561)59-3575	瀬戸/尾張旭/長久手市
津島労働基準協会	〒496-0044 津島市立込町3-26 ツシマウール会館内	(0567)26-4603	(0567)28-7390	津島/愛西/弥富/あま市/海部郡
江南労働基準協会	〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1	(0587)55-2341	(0587)55-6125	江南/犬山/岩倉市/丹羽郡
西尾労働基準協会	〒445-0062 西尾市丁田町五助6-1 山田ビル4階4D	(0563)56-0244	(0563)56-0244	西尾市
振込先(実施機関) 一般社団法人 名北労働基準協会	三菱UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133 一般社団法人 名北労働基準協会 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。			

講習会等申込書 (コピー可)

労働トラブル防止総合講座

申込日 令和 年 月 日

申込協会	労働基準協会		会員番号		名北労働基準協会 のみご記入ください。 (郵送時封筒に記載)
事業場名			TEL () -	FAX () -	E-mail
所在地	〒	事業内容			労働者数 名
受講者名	区分 <small>ご記入不要です</small>	氏名	所属部署・職名	受講区分 (会：会場受講 イ：インターネット受講)	ご案内送付先
				<input type="checkbox"/> 12月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月27日(会・イ)	受講者・担当者 <input type="checkbox"/> をつけてください。 (部署名) (様)
				<input type="checkbox"/> 12月1日(会・イ) <input type="checkbox"/> 2月27日(会・イ)	会費支払時期 令和 年 月 日

・この受講申込書でご提供頂いた個人情報は、今回お申込み頂いた講習会の受講者資料並びに講習のご案内送付用として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。